

## 市場隔離における有効利用用途の見直しについて

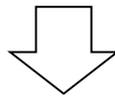
## 1. 改正の趣旨

市場隔離における有効利用の促進及び社会貢献の観点から、社会福祉等を目的とした施設等へ野菜の提供を事業の対象として、平成20年度から追加。

## 2. 改正の内容(有効利用用途)

(改正前)

分類	内容
加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな農産加工品の材料</li> <li>・加工品の生産拡大</li> <li>・輸入野菜を原料とする加工業者への出荷 (国産野菜への切り替え)</li> </ul>
食品以外の用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエタノール化</li> <li>・機能性成分抽出のための試験研究用 等</li> </ul>
飼料・堆肥	同左



(改正後)

分類	内容
<u>加工を目的とした施設等における使用</u> (事前に使用する予定量を 超えて受け入れる場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな農産加工品の材料</li> <li>・加工品の生産拡大</li> <li>・輸入野菜を原料とする加工業者への出荷 (国産野菜への切り替え)</li> </ul>
<u>社会福祉等を目的とした施設等における使用</u> (事前に使用する予定量を 超えて受け入れる場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、福祉施設(老人ホーム、生活保護施設、救護施設、保育所)における給食</li> </ul>
食品以外の用途 (事前に使用する予定量を 超えて受け入れる場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオエタノール化</li> <li>・機能性成分抽出のための試験研究用</li> <li>・飼料・堆肥</li> <li>・学校が主催する収穫体験用の教材 等</li> </ul>